



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成25年1月29日火曜日 第2440号

## ◇ 目 次 ◇

指定医師の辞退の届出.....	( 障害福祉課 )	.....39
指定障害福祉サービス事業者の指定.....	( " )	.....39
指定障害福祉サービス事業の廃止.....	( " )	.....39
県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧.....	( 農地整備課 )	.....40
県営土地改良事業の換地計画関係書類の縦覧( 2 件 ).....	( " )	.....40
保安林予定森林.....	( 森林整備課 )	.....40
建設業者の許可の取消し.....	( 南予地方局管理課 )	.....40

## 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	( 県民活動推進課 )	.....41
----------------------------	-------------	---------

## 告 示

### ○愛媛県告示第73号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

平成25年1月29日

愛媛県知事 中村時広

診断した身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	届出年月日
聴覚・平衡・音声、言語・そしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	澤井志保	東温市志津川	平成24年12月31日
肢 体 不 自 由	整形外科	重松整形外科	重松泰介	今治市南鳥生町2丁目3番43号	平成25年1月4日

### ○愛媛県告示第74号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成25年1月29日

愛媛県知事 中村時広

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810300388	有限会社エスエー	宇和島市柿原甲1187番地1	佐々木 昭 夫	居宅介護	訪問介護さち	宇和島市柿原甲1187番地1	平成24年12月1日
3810300388	有限会社エスエー	宇和島市柿原甲1187番地1	佐々木 昭 夫	重度訪問介護	訪問介護さち	宇和島市柿原甲1187番地1	平成24年12月1日

### ○愛媛県告示第75号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成25年1月29日

愛媛県知事 中村時広

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		廃止年月日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
3823400019	NPO法人ぽっかぽか	上浮穴郡久万高原町久万153番地	宇都宮 慎	共同生活援助	あさひ	上浮穴郡久万高原町入野1850番地	平成24年9月30日

○愛媛県告示第76号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、四国中央市土居町天満地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成25年 1月29日

愛媛県知事 中村時広

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（ほ場整備事業・天満上地区）変更計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成25年 1月30日から 2月27日まで
- 3 縦覧場所  
四国中央市役所土居庁舎

○愛媛県告示第77号

県営農地整備事業（経営体育成型）天満上地区の換地計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成25年 1月29日

愛媛県知事 中村時広

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
換地計画書
- 2 縦覧期間  
平成25年 1月30日から 2月27日まで
- 3 縦覧場所  
四国中央市役所土居庁舎

○愛媛県告示第78号

県営中山間地域総合整備事業東温地区（志津川工区）の換地計画

○愛媛県告示第80号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成25年 1月29日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-22)第3899号	平成23年2月27日	(株)清水建材店	清水 修吉	宇和島市坂下津甲407-23	平成24年12月19日	建築工事業 屋根工事業 管工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 内装仕上工事業	建設業の廃止
(般-21)第2851号	平成22年2月22日	大濱漁業(株)	濱田 憲志	南宇和郡愛南町中浦770	平成24年12月26日	建築工事業 機械器具設置工事業	建設業の廃止(一部)

を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成25年 1月29日

愛媛県知事 中村時広

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
換地計画書
- 2 縦覧期間  
平成25年 1月30日から 2月27日まで
- 3 縦覧場所  
東温市役所本庁

○愛媛県告示第79号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成25年 1月29日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林予定森林の所在場所  
今治市玉川町龍岡上字岩門丁433の10、丁433の19、丁433の25
  - 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。）

( 般 - 20 )第2850号	平成20年 7月3日	( 有 )吉本建設	吉本 浩展	南宇和郡愛南町御荘和口 319	平成24年 12月27日	管工事業	建設業の廃止 (一部)
( 般 - 24 )第17045号	平成24年 7月20日	( 株 )真建	井上 順一	大洲市平野町野田3183	平成24年 12月27日	管工事業	建設業の廃止 (一部)

---

公 告

---

## ○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年 1月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成25年 1月 9日	NPO法人それいけ夢工房	菊池 弘美	松山市泉町22番地3	この法人は、超高齢化社会の中にあって、私たちはいかに社会に役立ち、輝いて生きるかを考え、様々な社会的課題に対して積極的なアクションを起こしながら、一人ひとりの生活の質の向上を図ることを目的とする。